

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人のA丸における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和19年5月8日、資格喪失日は、20年9月27日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間において、戦時加算の該当船舶であるB社が所有するA丸に乗船していたことが認められることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月8日から20年9月27日まで

申立期間はC港からD港まで日用雑貨を運搬していたB社（船舶原簿上は、E社）所有のA丸に乗船していた。

申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局が保管する申立人の履歴原票（昭和19年5月8日A丸乗組、機関員、B社）及び申立人が所持する履歴書（19年5月8日A丸乗船、20年9月26日下船）により、申立人が申立期間において、B社所有のA丸に乗船勤務していたことが認められる。

また、日本年金機構は、「被保険者名簿等が現存していないため断定はできないが、A丸は、昭和16年12月8日から21年3月31日まで船員保険加入期間に係る戦時加算対象船舶であり、戦時中、船員保険法はF国においても施行されていたことから、船員保険の適用船舶であったと思われる。」旨回答している。

さらに、同機構は、「外地の船員保険の被保険者であった者がそのまま外地において終戦を迎えた場合は、被保険者記録が本土に引き揚げられたとする明確な形跡は無いのが実情であり、申立てのA丸に関する記録も日本国内で見当たらない。」旨回答している。

以上の事実を前提とすると、申立てに係る船員保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者

名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間にA丸で船員として勤務したことが確認でき、申立てに係る船員保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失等した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA丸における船員保険被保険者の資格取得日は昭和19年5月8日、資格喪失日は20年9月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間において、戦時加算の該当船舶であるB社が所有するA丸に乗船していたことが認められることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する船員保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和44年10月1日）及び資格取得日（昭和45年1月16日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和45年10月26日）及び資格取得日（昭和46年1月5日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月1日から45年1月16日まで
② 昭和45年10月26日から46年1月5日まで

昭和40年にB事業所（当時は個人事業所）に就職してから、平成22年に同事業所（昭和42年4月8日から「A社」）を退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「オンライン記録等」という。）によると、申立人は、A社において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年12月14日に厚生年金保険の資格を取得し、44年10月1日に資格を喪失した後、45年1月16日に再度資格を取得し、その後、同年10月26日に資格を喪失した後、46年1月5日に再々度資格を取得しており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は、A社における業務内容及び勤務形態について、「申立期間当時はテレビ台等の製造に従事していた。休職したこと、途中で退職して再入社したことはなく、勤務形態も変わらなかった。」と主張しているところ、同事業所の役員から提出された申立人に係る社員名簿によると、入社年月日（昭和42年

4月1日)が記載された以降、被扶養者の資格喪失日(平成13年10月20日)が記載されるまでの間、退社年月日が空欄となっていることから、申立期間①及び②において、同事業所に継続勤務していたことが推認できる。

また、申立期間①及び②において、A社に係る厚生年金保険被保険者であった同僚7人に文書照会を行ったところ、回答のあった5人のうち4人は、「申立人は、申立期間当時において、業務内容や勤務形態に変更は無く、継続して勤務していた。従業員は必ず厚生年金保険、健康保険に加入していたと思う。」旨回答している。

さらに、オンライン記録等によると、申立人と業務内容及び勤務形態が全く同じであったと供述している同僚は、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格が継続していることが確認できる。

加えて、申立人及び上記同僚は、「申立期間当時、A社の従業員数は約15人であった。」と供述しているところ、オンライン記録等によると、申立期間当時の同事業所に係る厚生年金保険被保険者は20人前後であることから、同事業所においては申立期間当時、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者原票に記載されている昭和44年10月及び45年10月の定時決定における標準報酬月額から、それぞれ3万円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立期間に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年10月から同年12月、45年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月21日から53年4月1日まで
② 昭和53年4月1日から62年3月11日まで

申立期間①については、A社、申立期間②については、協同組合B（現在は、C社。）に勤務していたが、当時両親に毎月10万円を生活費として渡していた。各申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と相違していると思うので調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の標準報酬月額はA社に勤務していた同年代の男性の同僚8人の標準報酬月額と比較しても上位に位置付けられ、申立人の標準報酬月額のみが低額とは言えない。

また、上記同僚8人のうち複数の者が、「私の標準報酬月額の記録は間違っていない。」、「申立期間①中の申立人の給与体系や勤務状況については、特に変化していなかったと思う。」などと供述している。

さらに、申立人は当時の給与額についての記憶は曖昧である上、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票は、オンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届、協同組合Bが申立期間②に加入していたD厚生年金基金の加入員台帳に記載された申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、申立人の標準報酬月額が申立期間②に協同組合Bに勤務した申立人と同年代の男性の同僚18人の標準報酬月額と比較しても上位に位置付けられ、申立人の標準報酬月額のみが低額とは言えない上、上記同僚18人のうち標準報酬月額が申立人と同様に推移した複数の同僚が、それぞれの標準報酬月額は間違っていない旨供述している。

さらに、申立人は当時の給与額についての記憶は曖昧な上、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票は、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。